

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）（第一条関係）	1
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）（第一条関係）	9
○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）（第一条関係）	17
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）（第二条関係）	25
○放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）（第三条関係）	27
○核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）（第四条関係）	32
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）（第五条関係）	34
○変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年文部科学省告示第八十一号）（第六条関係）	37
○原子力災害対策指針（平成二十九年原子力規制委員会告示第十号）（第七条関係）	38

○ 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）（第一条関係）

改正案

現行

別表第1（第6条、第8条及び第10条関係） 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等						別表第1（第6条、第8条及び第10条関係） 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等					
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
放射性物質の種類	吸入摂取した場の実効線量係数 (mSv/Bq)	経口摂取した場の実効線量係数 (mSv/Bq)	空気中濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	排気中又は空气中の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	排液中又は水中の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	放射性物質の種類	吸入摂取した場の実効線量係数 (mSv/Bq)	経口摂取した場の実効線量係数 (mSv/Bq)	空気中濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	排気中又は空气中の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	排液中又は水中の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>22</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>22</sup> N a	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>24</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>24</sup> N a	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>38</sup> K ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>38</sup> K ~	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>49</sup> S c	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>49</sup> S c	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>62</sup> Z n ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>62</sup> Z n ~	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>72</sup> Z n	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>72</sup> Z n	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>68</sup> A s ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>68</sup> A s ~	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>79</sup> A s	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>79</sup> A s	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>77</sup> R b ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>77</sup> R b ~	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>90</sup> R b	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>90</sup> R b	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



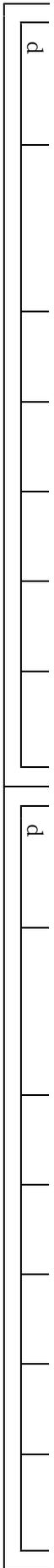












○ 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）（第一条関係）

改正案

改正案

別表第2（第7条、第14条及び第19条関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第 一 欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>22</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>24</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>38</sup> K ~ <sup>49</sup> S c	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>62</sup> Z n ~ <sup>72</sup> Z n	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>68</sup> A s ~ <sup>79</sup> A s	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>77</sup> R b ~ <sup>90</sup> R b	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2（第7条、第14条及び第19条関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第 一 欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>22</sup> N a	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>24</sup> N a	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>38</sup> K ~ <sup>49</sup> S c	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>62</sup> Z n ~ <sup>72</sup> Z n	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>68</sup> A s ~ <sup>79</sup> A s	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>77</sup> R b ~ <sup>90</sup> R b	すべての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

104 C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	104 C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
105 C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	105 C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
107 C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	107 C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
109 C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	109 C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
111m C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	111m C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
113 C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	113 C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
113m C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	113m C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
115 C d	全ての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)	115 C d	すべての無機化合物〔経口摂取〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



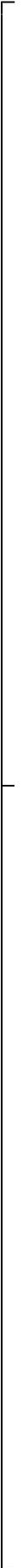


192 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	192 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	192 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)
192 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての有機化合物</u>	(略)	192 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)	192 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)
193 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	193 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	193 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)
193 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての有機化合物</u>	(略)	193 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)	193 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)
193m H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	193m H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	193m H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)
193m H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての有機化合物</u>	(略)	193m H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)	193m H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)
194 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	194 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)	194 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u> 〔経口摂取〕	(略)
194 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての有機化合物</u>	(略)	194 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)	194 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての有機化合物</u>	(略)
195 H g	(略)	化合物 (略)	<u>全ての無機化合物</u>	(略)	195 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u>	(略)	195 H g	(略)	化合物 (略)	<u>すべての無機化合物</u>	(略)



1 <sup>9</sup> 9 <sup>m</sup> H g	全ての有機化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 3 H g	全ての無機化合物 〔経口摂取〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 3 H g	全ての有機化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 6 H g	全ての無機化合物 〔経口摂取〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 6 H g	全ての有機化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 <sup>9</sup> 4 T I ~ 2 <sup>1</sup> 4 P	全ての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>1</sup> 2 F r ~ 2 <sup>3</sup> 0 R	全ての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
a	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>3</sup> 1 N p ~ 2 <sup>4</sup> 1 N	全ての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
p	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>3</sup> 7 A m ~ 2 <sup>5</sup> 8 M	全ての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
d	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1 <sup>9</sup> 9 <sup>m</sup> H g	すべての有機化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 3 H g	すべての無機化合物 〔経口摂取〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 3 H g	すべての有機化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 6 H g	すべての無機化合物 〔経口摂取〕 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>0</sup> 6 H g	すべての有機化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 <sup>9</sup> 4 T I ~ 2 <sup>1</sup> 4 P	すべての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>1</sup> 2 F r ~ 2 <sup>3</sup> 0 R	すべての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
a	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>3</sup> 1 N p ~ 2 <sup>4</sup> 1 N	すべての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
p	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 <sup>3</sup> 7 A m ~ 2 <sup>5</sup> 8 M	すべての化合物 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
d	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



○ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）（第一条関係）

放射線

現行

別表第一（第六条、第八条及び第十条関係） 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等						別表第一（第六条、第八条及び第十条関係） 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等					
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
放射性物質の種類	吸入した場の実効線量係数	経口した場の実効線量係数	放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度	周辺区域外の空气中の濃度	周辺区域外の水中の濃度	放射性物質の種類	吸入した場の実効線量係数	経口した場の実効線量係数	放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度	周辺区域外の空气中の濃度	周辺区域外の水中の濃度
(略)	(m S v / B q)	(m S v / B q)	(B q / cm <sup>3</sup> )	(B q / cm <sup>3</sup> )	(B q / cm <sup>3</sup> )	(略)	(m S v / B q)	(m S v / B q)	(B q / cm <sup>3</sup> )	(B q / cm <sup>3</sup> )	(B q / cm <sup>3</sup> )
核種	化学形等					核種	化学形等				
<sup>22</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>22</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>24</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>24</sup> N a	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>38</sup> K ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>38</sup> K ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>49</sup> S c	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>49</sup> S c	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>62</sup> Z n ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>62</sup> Z n ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>72</sup> Z n	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>72</sup> Z n	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>68</sup> A s ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>68</sup> A s ~	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	(略)
<sup>79</sup> A s	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<sup>79</sup> A s	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)





(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
176W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	176W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
177W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	177W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
178W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	178W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
179W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	179W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
179mW	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	179mW	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
181W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	181W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
183mW	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	183mW	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
185W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	185W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
185mW	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	185mW	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
187W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	187W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
188W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	188W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
190W	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	190W	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
184P t	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	184P t	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
202P t	全ての化合物	(略)	(略)	(略)	202P t	すべての化合物	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
191mHg	全ての無機化合物〔経口撰	(略)	(略)	(略)	191mHg	すべての有機化合物〔経口	(略)	(略)	(略)









○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）  
（第二条関係）

改正案	現行
<p>（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）</p> <p>第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、第一号から第三号までに該当する核燃料物質等のうち、核分裂性物質を含むものについては、第二十三条に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 核燃料物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 容器は、<u>亀裂</u>、破損等がなく、かつ、閉じられていること</p> <p>ニ（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三条第二項の原子力規制委員会の定める表面汚染物は、核燃料物質等によって表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であって、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量がA2値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超</p>	<p>（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）</p> <p>第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、第一号から第三号までに該当する核燃料物質等のうち、核分裂性物質を含むものについては、第二十三条に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 核燃料物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 容器は、<u>き裂</u>、破損等がなく、かつ、閉じられていること</p> <p>ニ（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三条第二項の原子力規制委員会の定める表面汚染物は、核燃料物質等によって表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であって、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量がA2値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超</p>

えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しない。  
リムヤヤネ。

1・11 (塗)

別表第二 (第三条関係)

(略)

備考  $e_{prt}$  は 1メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数 ( $S_v \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $e_{\beta}$  は自己遮蔽体から1メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数 ( $S_v \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $h_{skin}$  は放射性物質の単位密度当たりの皮膚の等価線量率係数 ( $S_v \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$ ) を、 $e_{inh}$  は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量告示別表第一第二欄又は第三欄に掲げる値 ( $mSv \cdot Bq^{-1}$ ) のうち小なるものを、 $h_{sub}$  はサブマージョンの実効線量係数 ( $S_v \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^3$ ) をそれぞれ示す。

えないものとする。ただし、容器によるしゃくいの効果は考慮しない。  
リムヤヤネ。

1・11 (塗)

別表第二 (第三条関係)

(略)

備考  $e_{prt}$  は 1メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数 ( $S_v \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $e_{\beta}$  は自己しゃくい体から1メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数 ( $S_v \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$ ) を、 $h_{skin}$  は放射性物質の単位密度当たりの皮膚の等価線量率係数 ( $S_v \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$ ) を、 $e_{inh}$  は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量告示別表第一第二欄又は第三欄に掲げる値 ( $mSv \cdot Bq^{-1}$ ) のうち小なるものを、 $h_{sub}$  はサブマージョンの実効線量係数 ( $S_v \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^3$ ) をそれぞれ示す。

○ 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等）</p> <p>第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 容器は、亀裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。</p> <p>（低比放射性同位元素及び表面汚染物）</p> <p>第四条 規則第十八条の三第二項の原子力規制委員会の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。</p> <p>一 次に掲げる放射性同位元素等（以下「L S A—I」という。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度（放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が、船舶による放射性物質等の運送</p>	<p>（L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等）</p> <p>第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。</p> <p>（低比放射性同位元素及び表面汚染物）</p> <p>第四条 規則第十八条の三第二項の原子力規制委員会の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。</p> <p>一 次に掲げる放射性同位元素等（以下「L S A—I」という。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度（放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が、船舶による放射性物質等の運送</p>

基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二・三 (略)

2 規則第十八条の三第二項の原子力規制委員会の定める表面汚染物は、放射性同位元素によつて表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であつて、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量が $A_2$ 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「SCO—I」という。）

表面の汚染の区分		密度
通常の取扱いにおいて、人が触れるおそれがある表面の汚染であつて、剥離するおそれがあるもの（以下「接近できる表面の非固定性汚染」という。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

二 (略)

（表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に係る承認の申請書）

第八条 規則第十八条の五第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）第一条の二第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二・三 (略)

2 規則第十八条の三第二項の原子力規制委員会の定める表面汚染物は、放射性同位元素によつて表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であつて、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量が $A_2$ 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「SCO—I」という。）

表面の汚染の区分		密度
通常の取扱いにおいて、人が触れるおそれがある表面の汚染であつて、はく離するおそれがあるもの（以下「接近できる表面の非固定性汚染」という。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

二 (略)

（表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に係る承認の申請書）

第八条 規則第十八条の五第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一〇四 (略)  
五 運搬に当たつて講ずる放射線障害の防止のための措置

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十一条 規則第十八条の十二の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一〇四 (略)  
五 運搬に当たつて講ずる放射線障害の防止のための措置

別表第二(第二条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分 一 放出する放射線が一種類の場合(二に該当する場合を除く。 イ・ロ (略) ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(放射線を放出する同位元素の数量等を定める	(略) 単位 T B q 特別形放射性同位元素等である場合の数量(A <sup>1</sup> 値)	(略) 単位 T B q 特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量(A <sup>2</sup> 値)

一〇四 (略)  
五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十一条 規則第十八条の十二の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一〇四 (略)  
五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

別表第二(第二条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分 一 放出する放射線が一種類の場合(二に該当する場合を除く。 イ・ロ (略) ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合(放射線を放出する同位元素の数量等を定める	(略) 単位 T B q 特別形放射性同位元素等である場合の数量(A <sup>1</sup> 値)	(略) 単位 T B q 特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量(A <sup>2</sup> 値)

<p>件（平成十二年科学技術庁告示第五号）別表第二（以下「数量告示別表第二」という。）中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。）</p> <p>二・ホ（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第一欄</p> <p>区分</p> <p>その系列の全ての放射性同位元素（親核種を除く。）の物理的半減期が十日を超えず、か</p>	<p>第二欄</p> <p>特別形放射性同位元素等である場合の数量（<math>A^1</math>値）</p> <p>単位 T B q</p> <p>（略）</p>	<p>第三欄</p> <p>特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（<math>A^2</math>値）</p> <p>単位 T B q</p> <p>（略）</p>
---	------------	------------	--	---	--

別表第六（第二条関係）  
種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

<p>件（平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号）別表第二（以下「数量告示別表第二」という。）中第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。）</p> <p>二・ホ（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第一欄</p> <p>区分</p> <p>その系列のすべての放射性同位元素（親核種を除く。）の物理的半減期が十日を超えず、か</p>	<p>第二欄</p> <p>特別形放射性同位元素等である場合の数量（<math>A^1</math>値）</p> <p>単位 T B q</p> <p>（略）</p>	<p>第三欄</p> <p>特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（<math>A^2</math>値）</p> <p>単位 T B q</p> <p>（略）</p>
---	------------	------------	---	---	--

別表第六（第二条関係）  
種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

備考 (略)	(略)	つ、親核種の物理 的半減期より短い 場合
	(略)	
	(略)	

備考 (略)	(略)	かつ、親核種の物 理的半減期より短 い場合
	(略)	
	(略)	

○ 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>(用語)            第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種廃棄物埋設規則」という。）第十八条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第三十二条、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第二十五条第六号、研究開発段階用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第八十三条及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種廃棄物埋設規則」という。）第六十条において使用する用語の例による。</p> <p>（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）            第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研開炉規則第八十三条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基</p>	<p>(用語)            第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種廃棄物埋設規則」という。）第十八条、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第三十二条、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第二十五条第六号、研究開発段階用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号。以下「研開炉規則」という。）第八十三条及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種廃棄物埋設規則」という。）第六十条において使用する用語の例による。</p> <p>（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）            第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研開炉規則第八十三条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基</p>

2  
（略）  
準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）  
第三条第一号に定めるA<sub>2</sub>値の一万分の一とする。

2  
（略）  
準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）  
第二条第一号に定めるA<sub>2</sub>値の一万分の一とする。

○ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）（第五条関係）

改正案		現行	
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十二条第一項の原子力規制委員会の定める機器及び構造物は、次表の上欄に掲げる型式及び設備に忠じて、同表の下欄に掲げる機器及び構造物とする。</p>			
型式及び設備	機器及び構造物	型式及び設備	機器及び構造物
一 沸騰水型原子炉 (一) (八) (略) (九) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能 1 (12) (略) 13 生体遮蔽装置 14 (略) (十) 安全上特に重要な関連機能 1 (4) (略) 5 生体遮蔽装置 (十一) (略) (十二) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能 1 (3) (略) 4 新燃料貯蔵設備	(略) 1 (12) (略) 13 原子炉一次・二次遮蔽壁 14 (略) 1 (4) (略) 5 中央制御室遮蔽	一 沸騰水型原子炉 (一) (八) (略) (九) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能 1 (12) (略) 13 生体遮蔽装置 14 (略) (十) 安全上特に重要な関連機能 1 (4) (略) 5 生体遮蔽装置 (十一) (略) (十二) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能 1 (3) (略) 4 新燃料貯蔵設備	(略) 1 (12) (略) 13 原子炉一次・二次遮蔽壁 14 (略) 1 (4) (略) 5 中央制御室遮蔽
1 (3) (略) 4 減速材流入防止堰又は新燃料貯蔵ラック	1 (3) (略) 4 減速材流入防止堰又は新燃料貯蔵ラック	1 (3) (略) 4 減速材流入防止堰又は新燃料貯蔵ラック	1 (3) (略) 4 減速材流入防止堰又は新燃料貯蔵ラック

<p>(十三) (十五) (略)</p> <p>(十六) 放射性物質放出の防止機能</p> <p>1 (略)</p> <p>2 燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する設備</p>	<p>二 加圧水型原子炉</p> <p>(一) (八) (略)</p> <p>(九) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>1 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 遮蔽設備(生体遮蔽装置に限る。)</p> <p>6 二次格納施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鋼製格納容器</p> <p>7 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 生体遮蔽装置</p> <p>16 (略)</p> <p>(十) 安全上特に重要な関連機能</p> <p>1 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 燃料プール冷却浄化系の燃料プール入口逆止弁、原子炉建屋原子炉棟、非常用ガス処理設備</p> <p>(「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能」と同一範囲に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 外部遮蔽壁</p> <p>6 二次格納施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外周コンクリート壁(外部遮蔽を含む。)、アニュラスシール</p> <p>7 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 外部遮蔽</p> <p>16 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(十三) (十五) (略)</p> <p>(十六) 放射性物質放出の防止機能</p> <p>1 (略)</p> <p>2 燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する設備</p>	<p>二 加圧水型原子炉</p> <p>(一) (八) (略)</p> <p>(九) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>1 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 遮へい設備(生体遮へい装置に限る。)</p> <p>6 二次格納施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鋼製格納容器</p> <p>7 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 生体遮へい装置</p> <p>16 (略)</p> <p>(十) 安全上特に重要な関連機能</p> <p>1 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 燃料プール冷却浄化系の燃料プール入口逆止弁、原子炉建屋原子炉棟、非常用ガス処理設備</p> <p>(「放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能」と同一範囲に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 外部遮へい壁</p> <p>6 二次格納施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外周コンクリート壁(外部遮へいを含む。)、アニュラスシール</p> <p>7 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 外部遮へい</p> <p>16 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>5 (略)</p>

<p>6 生体遮蔽装置 (十一) (略) (十二) 原子炉冷却材 圧力バウンダリに直接 接続されていないもの であって、放射性物質 を貯蔵する機能</p> <p>1 (略) 2 新燃料貯蔵設備</p> <p>3・4 (略) (十三) (十七) (略)</p>	<p>6 中央制御室遮蔽 (略)</p> <p>1 (略) 2 新燃料貯蔵庫(減速材流入 防止堰又は新燃料貯蔵ラック に限る。)</p> <p>3・4 (略) (略)</p>
<p>6 生体遮へい装置 (十一) (略) (十二) 原子炉冷却材 圧力バウンダリに直接 接続されていないもの であって、放射性物質 を貯蔵する機能</p> <p>1 (略) 2 新燃料貯蔵設備</p> <p>3・4 (略) (十三) (十七) (略)</p>	<p>6 中央制御室遮へい (略)</p> <p>1 (略) 2 新燃料貯蔵庫(減速材流入 防止堰又は新燃料貯蔵ラック に限る。)</p> <p>3・4 (略) (略)</p>

○ 変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年文部科学省告示第八十一号）（第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第九条の二第五号の原子力規制委員会の定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）</p>	<p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第九条の二第五号の原子力規制委員会の定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）</p>

改正案	現行
<p>第1 原子力災害 (略)</p> <p>(2) (1) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。</p> <p>① 放射性物質又は放射線の放出 (略)</p> <p>(ii) (i) 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態 (イ) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出 (ロ) 臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮蔽効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>第2 原子力災害事前対策 (略)</p> <p>(2) (1) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p>	<p>第1 原子力災害 (略)</p> <p>(2) (1) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。</p> <p>① 放射性物質又は放射線の放出 (略)</p> <p>(ii) (i) 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態 (イ) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出 (ロ) 臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>第2 原子力災害事前対策 (略)</p> <p>(2) (1) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p>

<p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子</p>	<p>①～⑨（略）</p> <p>（⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>①（略）</p> <p>② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ロ) 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）及び下記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>（⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>
<p>（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	

<p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子</p>	<p>①～⑨（略）</p> <p>（⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>①（略）</p> <p>② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ロ) 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）及び下記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>（⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>
<p>（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	

<p>力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪～⑰（略）</p>	
--	--

<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪～⑰（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>
---	-----------------------------------

(略)

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩～⑰（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>
--	-----------------------------------

<p>力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪～⑰（略）</p>	
--	--

<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪～⑰（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>
---	-----------------------------------

(略)

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩～⑰（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>
--	-----------------------------------

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略) ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩～⑭ (略)	(略)

(略)

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～④ (略) ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑥～⑪ (略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略) ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩～⑬ (略)	(略)

4～6 (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略) ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩～⑭ (略)	(略)

(略)

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～④ (略) ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑥～⑪ (略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略) ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩～⑬ (略)	(略)

4～6 (略)

<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までに掲げるもの（4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①～④（略）</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能が喪失すること。</p> <p>⑥～⑪（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能が一部が喪失すること。</p> <p>⑦・⑧（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>
<p>8. 再処理施設</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p>	
<p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能が一部が</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>

<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（4. から6. までに掲げるもの（4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>①～④（略）</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能が喪失すること。</p> <p>⑥～⑪（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能が一部が喪失すること。</p> <p>⑦・⑧（略）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>
<p>8. 再処理施設</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p>	
<p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能が一部が</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>（略）</p>

⑦  
⑬ (略)

喪失するおそれがあること。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～③ (略) ④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑤～⑧ (略)	(略)

9. (略)

第3 緊急事態応急対策

- (1)～(4) (略)  
(5) 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次の防護措置を実施しなければならぬ。

- ① (略)  
② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比

⑦  
⑬ (略)

喪失するおそれがあること。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～③ (略) ④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑤～⑧ (略)	(略)

9. (略)

第3 緊急事態応急対策

- (1)～(4) (略)  
(5) 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次の防護措置を実施しなければならぬ。

- ① (略)  
② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比

較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(略)

③ (略)

(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講じる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮蔽性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮蔽対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。

が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(略)

③ (略)

(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講じる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮へい対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。